

いぶすき特産市場朝市協議会規約

(目的)

第1条 いぶすき特産市場朝市協議会規約（以下「協議会規約」という。）は、いぶすき山川港特産市場朝市協議会（以下「朝市協議会」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(朝市協議会)

第2条 朝市協議会は、指宿市いぶすき山川港特産市場条例（以下「市条例」という。）第8条及び指宿市いぶすき山川港特産市場条例施行規則（以下「市規則」という。）第2条及び第3条の規定に基づき、いぶすき山川港特産市場（以下「特産市場」という。）の利用を許可された者で構成し、特産市場内及び屋外に設置する朝市直売ゾーン（以下「直売ゾーン」という。）において、指宿市（以下「市」という。）の特色を活かした農林水産物や加工品等について、自ら来訪者に販売することにより、来訪者との交流促進を図るとともに、地域情報の発信、農林水産物及び加工品等の生産技術の向上に努め、会員相互の親睦・融和及び地域活性化を目指すものである。

(事業)

第3条 朝市協議会は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 出店に関する計画・調整
- (2) 消費者等の調査及び研究
- (3) 農林水産物等の普及及び宣伝
- (4) 会員相互の資質並びに技術を研鑽するための活動
- (5) 特産市場を拠点とする地域活性化方策に関する調査及び活動
- (6) その他、朝市協議会の目的を達成するための事項

(会員)

第4条 朝市協議会は、一般会員（個人会員及び法人等会員）、その他会員（個人会員及び法人等会員）、特別会員で構成するものとする。

- 2 一般会員は、指宿市内に住所を有し、自ら生産・加工又は仕入れをしている者とする。
- 3 その他会員は、指宿市外に住所を有し、自ら生産・加工又は仕入れをしている者とする。
- 4 特別会員は、朝市協議会へ指導・助言を行うことができる次に掲げる団体等を対象とする。
 - (1) 市
 - (2) その他会長が必要と認める団体

(入会登録及び脱会)

第5条 朝市協議会への入会登録・脱会等は、市条例第8条及び第9条の規定に基づく行為をもってみなす。

- 2 入会登録の有効期間は、市規則第3条の規定に基づき交付された利用許可証の利用許可期間とする。

(入会登録の更新)

第6条 朝市協議会への入会登録を引き続いて希望する者は、入会登録の有効期間内に、市条例及び市規則の規定に基づく手続きをもって更新手続きを行うものとする。

2 更新手続きは、前条各項を準用する。

(会費)

第7条 朝市協議会に加入した者は、下表のいずれかに該当する年間登録料及び協議会運営費(以下「会費」という。)を朝市協議会に納入するものとする。

項 目	一般会員(市内)		その他会員 (市外)
	個 人	法 人 等	
年間登録料(加入時及び更新ごとに)	3,000円	5,000円	5,000円
協議会運営費(出店1日ごとに)	売上金額の1%(10円未満切捨て)		

2 会費の納入方法等については、別記「会費等の納入方法等について」とおりとする。

3 朝市協議会から脱会又は除名のときは、会費は返還しないものとする。

4 協議会運営費納入については、総会又は、役員会をもって実施、中止をおこなうものとする。

(特産市場の利用料金)

第8条 特産市場の利用料金については、市条例第10条及び市規則第4条の規定に基づき、いぶすき山川港特産市場指定管理者(以下「指定管理者」という。)に納入しなければならない。

(役員)

第9条 朝市協議会に次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理事 6名以内
- (4) 監事 2名

2 理事及び監事は、会員の中から総会において選出する。

3 会長・副会長は、理事の中から互選する。

(任期及び任務)

第10条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任は防げない。

- 2 会長は、朝市協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは副会長がこの職務を代理する。
- 4 理事は、役員会に出席し、必要な事項を審議する。
- 5 監事は、朝市協議会の事業及び会計を監査する。

(会議)

第11条 朝市協議会の会議は、通常総会及び役員会とし、会長がこれを招集する。また、その他必要に応じ臨時総会を開催するものとする。

- 2 会長は、総会及び役員会の議長となる。
- 3 総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。
- 4 役員会は、監事を除く役員の過半数の出席を以って成立する。
- 5 総会及び役員会の議事は、前第3項及び第4項の出席者の過半数をもって決定する。ただし、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(経費)

第12条 朝市協議会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てるものとする。

(事業年度)

第13条 朝市協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。

(事務局)

第14条 朝市協議会の事務局は、特産市場内に置き、その事務は指定管理者が行う。

(その他)

第15条 本規約に定めるもののほか、必要な事項は総会又は役員会で決定する。

附 則

- 1 この規約は、平成21年2月3日から施行する。
- 2 朝市協議会の設立初年度の事業年度は、第13条の規定にかかわらず、設立総会のあった日から平成22年3月31日までとする。
- 3 設立初年度の役員の任期は、第10条の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。
- 4 朝市協議会の事務局は、第14条の規定にかかわらず、設立総会のあった日から平成21年3月31日までの間、市商工水産課に置き、その事務は水産係が行う。
- 5 この規約は、第7条を令和2年5月15日一部改正。

別記

会費等の納入方法等について

1 会費の納入方法は、下表のとおりとする。

区分	納入期限	納入方法
年間登録料	当該事業年度ごとに1回 5月31日まで	事務局へ持参して納入
協議会運営費	出店1日ごとに、閉店後速やかに	特産品販売ゾーンP O Sシステムへの 登録及び納入

2 各会員が納入すべき会費等(市条例に規定する利用料金を含む。)は、下表のとおり。

区分		会費		市条例の規定に基づく利用料金
		年間登録料	協議会運営費	
一般会員 (市内)	個人	3,000円	販売金額の1%	屋内ゾーン出店は、1日1区画1,000円 屋外ゾーン出店は、1日1区画 500円
	法人等	5,000円	販売金額の1%	屋内ゾーン出店は、1日1区画1,000円 屋外ゾーン出店は、1日1区画 500円
その他会員 (市外)		5,000円	販売金額の1%	屋内ゾーン出店は、1日1区画1,500円 屋外ゾーン出店は、1日1区画1,000円